

社保シリーズ

新製義歯と口腔機能低下症

～継続管理と共通する機能検査の算定～

1

社保研究部

今回は、義歯装着患者における口腔機能低下症の管理について解説する。

症例解説

「口腔機能低下症」は50歳以上で、口腔機能精密検査(表1)の項目である口腔衛生状態不良、口腔乾燥、咀嚼機能低下、舌口唇運動機能低下、咬合力低下、低舌圧または嚥下機能低下のうち、いずれか3項目以上に該当する場合に診断され、歯管が算定できる。

さらに咀嚼能力検査、咬合圧検査または舌圧検査のいずれかを算定し、咀嚼機能低下、咬合力低下または低舌圧のいずれかに該当する患者の継続管理には、口腔機能管理料(口機能)100点が算定できる。

症例では、残存歯が19本のため咬合力低下、オーラルディアドコキネスにより舌運動機能低下、咀嚼能力検査によって咀嚼機能低下をそれぞれ認め、口腔機能低下症と診断し、口機能の対象にしている(5/20)。

一方、9歯以上のPDの装着患者のため、有床義歯咀嚼機能検査(咀嚼機能)の対象にもなる。この検査は装着前1回、装着後は6カ月以内に月1回算定できる。

口腔機能低下症の診断で実施する咀嚼能力検査(または咬合圧検査)と咀嚼機能1口(または2口)は、検査内容が同じなので、疑義解釈によって咀嚼能力検査(または咬合圧検査)の実施から3カ月以内は咀嚼機能1口(または2口)の検査とみなすことができるとされている(図1)。

症例では初診日の検査をPD装着前の咀嚼機能1口とみなし、PDのセット日から装着後の咀嚼機能1口140点を算定している(6/10、7/15)。

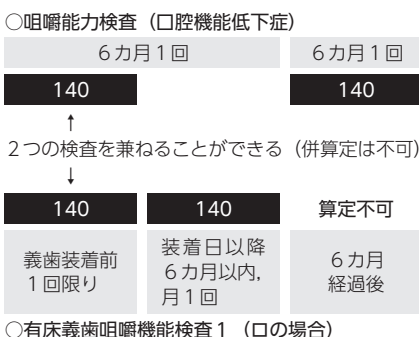
以上のように、口腔機能低下症の病名のみで歯管による継続管理をする場合は、口機能を加えても200点にしかならない。関連検査も6カ月に1回しか算定できない。そこで、症例のように、義歯装着と装着後の継続管理と絡めるなら、日常の臨床に取り入れられるのではないだろうか。

咀嚼能力検査の実施から3月以内は、有床義歯咀嚼機能検査1口の装着前検査の実施とみなすことができる。

口腔機能低下症の管理料を算定する場合は、咀嚼能力、咬合圧、舌圧の検査のうち、いずれかの算定が必要。管理計画書記載見本は『歯科保険診療の研究』P221参照。

①FDまたは9歯以上のPD②義歯を装着し左右第二大臼歯を含む臼歯4歯以上の欠損——などの場合は有床義歯咀嚼機能検査が実施できる。義歯装着後の検査は装着前と同じ検査を実施する。装着後6月内に月1回算定できる。

図1 有床義歯咀嚼機能検査と口腔機能低下症の検査



部位	傷病名	診療開始日
7-4 3-7	MT, 義歯フテキ	令和4年5月20日
	口腔機能低下症	令和4年5月20日
〔年齢〕55歳		
〔主訴〕入れ歯が合わないので作りなおしてほしい		
〔所見〕旧義歯フテキのため新製。口腔機能の低下を認める		

月日	部位	療法・処置	点数
5/20		初診	264
	7-4 3-7	歯リハ1(1)(3 2クラスプを緩める)	124
		咀嚼能力(グルコース溶出量90mg/dL, 咀嚼機能低下)	140
		歯管文 (80+10)	90
		口機能(管理計画別紙)	100
		残存歯数19本のため咬合力低下, パ・タ・カ全て4回	/
		/秒のため舌運動機能低下, 口腔機能低下症と診断	/
	7-4 3-7	補診(所見略)	90
		連imp(個人トレー+アルジネート)	230
		BT	187
5月分 1日分 1,225点			
6/3		再診 明細 (56+1)	57
	7-4 3-7	試適	100
		歯管文 (100+10)	110
		口機能(指導・管理記録別紙)	100
6/10		再診 明細 (56+1)	57
	7-4 3-7	PD set(1床9歯レジン床)	1097
		人工歯(レジン歯) (24+12)	36
		3 2コンビCI(不銹鋼・コバルトクロム)(274×2)	548
		義管(右側臼歯部頰側の床縁調整, 文書提供)	230
		咀嚼機能1口(グルコース溶出量96mg/dL, 改善傾向)	140
6月分 2日分 2,475点			
7/15		再診 明細 (56+1)	57
	7-4 3-7	歯リハ1(1)(3 2クラスプを緩める)	124
		咀嚼機能1口(グルコース溶出量96mg/dL, 現状維持)	140
		歯管文 (100+10)	110
		口機能(指導・管理記録別紙)	100
7月分 1日分 531点			

表1 口腔機能精密検査 記録用紙

患者氏名	生年月日	年 月 日 (歳)	(男・女)	
計測日	年	月	日	
下位症状	検査項目	該当基準	検査値	該当
①口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上	%	<input type="checkbox"/>
②口腔乾燥	口腔粘膜潤湿度	27未満		<input type="checkbox"/>
	唾液量	2g/2分以下		
③咬合力低下	咬合圧検査※	①200N未満 ②500N未満 ③350N未満	N	<input type="checkbox"/>
	残存歯数	20本未満	本	
④舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネス	どれか1つでも、6回/秒未満	「パ」 回/秒 「タ」 回/秒 「カ」 回/秒	<input type="checkbox"/>
⑤低舌圧	舌圧検査	30kPa未満	kPa	<input type="checkbox"/>
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL未満	mg/dL	<input type="checkbox"/>
	咀嚼能力スコア法	スコア0,1,2		
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査(EAT-10)	3点以上	点	<input type="checkbox"/>
	自記式質問票(聖隷式嚥下質問紙)	Aが1項目以上		

※咬合圧検査に用いる機器は①デンタルプレスケール②デンタルプレスケールII・フィルタなし③デンタルプレスケールII・フィルタあり
 該当項目が3項目以上で「口腔機能低下症」と診断する。 該当項目数: _____

歯科用貴金属価格改定 7月診療分から適用

今次改定で、改定率に関わらず年4回(4, 7, 10, 1月)定期的に金パラをはじめとする歯科用貴金属に関連する点数が改定されることとなった。(関連2面)

7月改定に対応した『歯科点数早見表』は発行しない。改定となる項目を抜粋した追補版を今号に同封する。

『歯科点数表』の追補版は全国保険医団体連合会のホームページからもダウンロードできる。保団連ホームページ、出版物のご案内・新刊(臨時増刊号)のご案内「書籍の正誤」に記載している。